

分類	水質基準項目		水質基準値	足門浄水場水系	金古浄水場水系
健康に 関連する項目	病原生物	1 一般細菌	100個/mL以下	0	0
		2 大腸菌	検出されないこと	陰性	陰性
		3 カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満
	無機物質／ 重金属	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満
		5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満
		6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満
		7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001	0.001未満
		8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満
		9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満
		10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満
		11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1.7	1.4
		12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.05未満	0.05未満
		13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満
		一般有機化学物質	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満
	15 1,4-ジオキサン		0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L以下	0.002未満	0.002未満
	17 ジクロロメタン		0.02mg/L以下	0.001未満	0.001未満
	18 テトラクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満
	19 トリクロロエチレン		0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満
	消毒副生成物	20 ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満
		21 塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	0.06未満
		22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満
		23 クロロホルム	0.06mg/L以下	0.003	0.004
		24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002未満	0.002未満
		25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.002	0.001
		26 臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満
		27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.007	0.007
		28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003	0.003
		29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.002	0.002
		30 ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満
		31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満
水道水が有すべき性状に関する項目	色	32 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満
		33 アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満
		34 鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満
		35 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満
	味覚	36 ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.9	7.0
	色	37 マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満
	味覚	38 塩化物イオン	200mg/L以下	8.1	7.5
		39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	57	46
		40 蒸発残留物	500mg/L以下	123	103
	発泡	41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満
	におい	42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下	-----	-----
		43 2－メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	-----	-----
	発泡	44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.005未満	0.005未満
	におい	45 フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満
		味覚	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.3
	基礎的性状	47 pH値	5.8以上8.6以下	7.7	7.6
		48 味	異常でないこと	異常ではない	異常ではない
49 臭気		異常でないこと	異常ではない	異常ではない	
50 色度		5度以下	0.5未満	0.5未満	
51 濁度		2度以下	0.1未満	0.1未満	
衛生上の基準	残留塩素(水道法施行規則第17条)		0.1mg/L以上	0.28	0.23

―印は、今回測定しなかった項目